



タイトル Title	備辺司騰録「座目」に見る朝鮮王朝末期官僚制の一研究：大院君政権から高宗=閔氏政権へ(The Bureaucracy and Bureaucrats in Modern Korea, 1863-1892 : Study on the Jwamogs of Bibyeonsa)
著者 Author(s)	木村, 幹
掲載誌・巻号・ページ Citation	国際協力論集,7(2):33-65
刊行日 Issue date	1999-12
資源タイプ Resource Type	Departmental Bulletin Paper / 紀要論文
版区分 Resource Version	author
権利 Rights	
DOI	
JaLDOI	10.24546/00228609
URL	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/00228609

Create Date: 2018-08-14

邦文表題

備辺司謄録「座目」に見る

朝鮮王朝末期官僚制の一研究

— 大院君政権から

高宗＝閔氏政権へ —

英文表題

The Bureaucracy and Bureaucrats in

Modern Korea, 1863-1892

— *Study on the Jwamogs*

of Bibyeonsa —

目次

はじめに

第一章 備辺司と「座目」

第二章 「座目」の読み方

第三章 官僚の昇進パターン

第四章 「議政」への階段

第五章 「大跳躍」とその原因

第六章 出自の限界

第七章 クーデターの背景

第八章 高宗＝関氏政権の確立

はじめに

朝鮮／韓国史における官僚。嘗てヘンダーソンが「代わるもののない」職業と呼んだ¹それが、前近代、そして近代の朝鮮／韓国史において、極めて重要であることに、異議を挟む者はなからう。事実、朝鮮／韓国における官僚や官僚組織については、今日まで、朝鮮王朝のそれを中心に様々な研究が行われており、そのことから、いかに研究者がこの問題を重要視しているかを知ることができる²。

しかしながら、これらの研究を少し仔細に見ればすぐわかるように、実は、今日までのこれらの研究が、朝鮮史における官僚・官僚組織をくまなくカバーしている訳ではないことも、また事実であろう。就中、主として歴史学者が手掛けて来た前近代の朝鮮官僚研究と、主として行政学者達の手による日本統治時代、そして、解放以後の官僚研究の間の懸格は、看過できないものとなっている。

勿論、このような研究の現状に様々な背景が存在することは言うまでもない。それらを簡単に上げて行くなれば、まずもって、そもそもこの時期の歴史研究において、官僚制がそれ程重要なものと理解されてこなかったことが挙げられよう。この時期は、当時から、所謂大院君派と閔妃派が政治的闘争を繰り広げられた時期であると理解されており³、大院君や閔妃という、「官僚制の枠を外れた人々」や、彼らによる宮中での権力闘争に比較的目的が向けられる一方、本来ならもっと重視されるべき、公的な意志決定機関については軽視されがちであった。加えて、この時期は、制度的にも流動的な時代であり、大院君政権期以来の度々の制度改革⁴の存在が、この時期の官僚制の理解を困難なものとならしめ、研究者の研究を躊躇させていることも指摘することができよう。

しかし、以上のような事実にも拘らず、この時期の公的意志決定機関、即ち、官僚システムが重要でも、また、理解可能なものでもないのか、と言え、勿論、その答えは否であろう。当然のことながら、この時期においても、殆どの政治的決定は、官僚システムを通して行われており、それ故、それがどのような経歴のどのような人々 — 即ち、官僚 — によって担われていたかを知ることが極めて重要であろう⁵。しかしそれでは、我々は、このような流動的な時代の官僚制に如何なる角度から接近をすることができるのであろうか。

本稿は、このような観点から、今日『備辺司謄録⁶』に残されている哲宗14年＝高宗即位年（1863年）から高宗29年（1892年）までの、毎月初の「座目」の分析を通じて、当時の官僚制の一旦に迫ろうとするものである。「座目」を取り上げる理由は次のようである。まず第一に、何よりも、この備辺司、そして更にはそれと一身同体の議政府こそが、朝鮮王朝の公的な最高意思決定機関であったこと⁷である。この時期の朝鮮王朝官僚制度において、この備辺司＝議政府⁸以上に重要な機関は存在せず、その分析なくして朝鮮王朝末期の官僚制度を理解することは困難であろう。第二に、ここで特に取りあげる「座目」は、一六世紀の備辺司設置以来、ほぼ一貫して同じフォーマットで記されており、我々は様々な制度的変更を超えて、その分析を通じて、一貫した視座を得ることができるであろう。第三に、「座目」は、それが事実上の各官僚の「序列表」であり、この分析を通じて、我々は、一見制度的には同じ発言権

を持つように見える人々の間にも、実際には明確な序列が存在したこと、そして、その序列を決定づけたルールを通じて、この時期の官僚制度を根底で規定していたのが何であったかを知ることができよう。第四に、月毎の「座目」の変化は、我々に当時の官僚の垂直移動が如何なるものであったのかを教えてください。第五に、我々はそのような垂直移動の分析を通じて、通常、この時期強大な権力を誇ったとされる「戚族」の実態についても知ることができる。最後に、技術的には、それは画一化されたフォーマットで書かれていることは、容易に数値化して分析することができる、ということの意味している。我々はここから従来の主として「ストーリー中心」の朝鮮近代史とは、異なる分析の視角を得ることができよう。

筆者はこのような観点から、次のような作業を行なって以下の分析を行なうこととした。1) 哲宗14年から高宗29年までの「座目」を一度テキストファイルに入力し、これを基礎データベースとする⁹。2) この基礎データベースを元に、官僚毎のデータベースを作製する。3) これらの官僚毎のデータベースを、最終経歴や、事件・事象、更には、本貫別に再整理、比較することにより、当時の官僚制の特色、及びその背景に存在した時代について考察する。

それでは、この「座目」から見えて来る、朝鮮王朝末期の官僚制度とは如何なるものであったのであろうか。早速、本論に入っていくこととしよう。

第一章 備辺司と「座目」

まず前提なる備辺司そのものについて見てみることにしよう。

その名称からも容易に知ることができるよう、備辺司とは本来「辺」境の乱に「備」えるための「司」として設置された機関であった¹⁰。その具体的な創始については、今日においても諸説あるようであるが、この「備辺司」という文字が初めて朝鮮王朝実録に見えるのは、世宗27年(1444年)のことであるとされている。当初は、あくまで、有事の際の臨時的機関であったそれは、中宗15年(1520年)には、常設の機関となり、更に進んで、明宗12年(1557年)には、当初の三品衙門から、一品衙門にまで格上げされる¹¹。この背景に存在していたのは、重大化していた倭寇の脅威であり、朝鮮王朝高級文官達は、制度的に劣位の地位にあった武官達にこれを任せるだけでは厭き足らず、より上位の自分達自らが備辺司に席を得ることにより、直接この問題に当たろうとしたと考えることができる。

備辺司の性格変化において重要なことは、この結果、備辺司が当時においては数少ない、文武双方の高級官僚が一同に顔を合わせる場となったことであろう¹²この結果、備辺司の決定は、他のいかなる官衙の決定をも陵駕するものとなり、その地位は、事実上の王朝国家の最高意志決定機関へと浮上して行くこととなる。

本稿が対象とする、1863~92年期の備辺司において、何よりも注目すべきは、大院君政権期の復古策の一環として、議政府が再設置され¹³、それまでとは逆に、今度は事実上、備辺司が議政府に吸収される形¹⁴となったことであろう。新たに再設置された議政府と備辺司、この両者が以上のような推移を辿らなければならなかった理由は明確であった。何故なら、両者は、ほぼ同じメンバーを構成員とする合議体¹⁵であり、それ故、敢えて同じメンバーから構

成される機関を二つも維持することは、法典の体裁の上ではともかく、実際には余り意味のないことであったからである。

この時期、両者が名称こそ異なれ、実際上は同一の機関として扱われていたことを如実に示しているのが、当の「謄録」の記録であろう。先述のように、高宗3年、備辺司は議政府に事実上統合され、名目上のみの存在となっていたが、にも拘らず、以後も「謄録」は一時期断絶はしたものの、以後も継続して記録を残し続けることとなる。注意すべきは、高宗3年、議政府復置の年の「謄録」が、それまでの「備局上」ではなく、「政府上」という記載から書き出されていることであろう。即ち、この年の「謄録」は正確には、「備辺司謄録」ではなく、「議政府謄録」として書かれているのである。にも拘らず、両者が同じ資料として整理されていたことは、この時期の「議政府」が実はそれまでの「備辺司」の名称を変更したに過ぎなかったことを何よりも如実に表している。

さて、それならば、このような「謄録」に記された座目とは如何なるものであったのであろうか。次にその点について見てみることにしよう。

第二章 「座目」の読み方

表一は、先に触れた高宗3年1月の座目を現代風に書き改めたものである。まず、一見してわかることは、ここに記された人々が三つの大きなグループに分かれていることであろう。それらを順に見て行くなれば、まず第一のグループは、所謂「時原任大臣」のグループ(A)である。大典会通の言う、都提調¹⁶がこれに当ると思われる。ここに名を連ねるのは、文字通り、現在もしくは過去に、領議政・左議政・右議政のいずれかの地位に就任したことがある者たちである。第二の、そして最大のグループは、備辺司謄録により「堂上」と分類されるグループ(B)である¹⁷。これについては、最大、且つ本稿の分析において、最も重要なグループであり、詳しくはこの後で分析することとする。第三のグループは「朗庁」と同じく分類される、備辺司或いは議政府の事務官のグループ(C)である。後に述べるように、このグループは明らかに先の2グループと全く異なる動きをしており、台閣¹⁸において発言権のないグループであったと考えられる。

第二の「堂上」グループについては、分析が必要である。少し仔細に見ればわかるように、まず、このグループの官僚の中には、「兵曹判書」の様な官職の名称で座目に表れる者と、「行上護軍」「行大護軍」「行護軍¹⁹」という名の官職で表れる者達の二種類の者が存在する。ここで注目すべきは、後者の「行x護軍」のグループである。おおざっぱに言えば、「行上護軍」は左右賛成に、「行大護軍」は工曹判書を除く、各曹判書や漢城府判尹、水原・江華・広州三府の留守に、そして「行護軍」は各曹参判や、開城府留守・漢城府左右尹、及び、宗正卿に、混じる形で登場する。重要なことは、これら各曹「判書」や「参判」といった兼官の「座目」における上下関係が一定せず様々であるのに対して、「行x護軍」の方は、「行上護軍」「行大護軍」「行護軍」という序列が明確であり、各々が決して上下することはない、ということであろう。このことは、この「行x護軍」を基準に、この巨大な「堂上」グループを三つの下位

グループに分類することができる、ということの意味している。後述するように、この三者は、官僚の水平移動においても、実際に全く異なるランクとして機能している。そこで以下、ここではこの三つの下位グループを、それぞれ、「行上護軍」グループ(B1)、「行大護軍」グループ(B2)、「行護軍」グループ(B3)と呼ぶことにしよう。

それでは、朝鮮王朝末期の官僚達は、このような大まかな階層組織の中をどのようにして移動していったのであろうか。次にその点を見てみることにしよう。

第三章 官僚の昇進パターン

当時の朝鮮王朝官僚の昇進のあり方を理解するために、まず具体的な事例から見てみることにしよう。ここでは閔泳煥²⁰の例を挙げてみた(表2)。彼を例にしたのは、多くの官僚達が途中で、官職の上昇移動を阻まれ、予想されるC→B3→B2→B1→Aへの身分上昇を実現できなかったのに対し、閔妃の姻戚の一員という、有利な出自を有する彼²¹は、高宗16年に最下層のCから出発して以降、高宗28年8月にその名を見なくなるまで昇進を続けて行くからである。

彼の記録を見て第一に気づくことは、僅か2ヶ月間「舎人」として、Cに名前を連ねて以後、6年もの長きに渡って、その名が座目に表れぬことであろう。記録を調べればすぐにわかるように、Cクラスに名前を連ねる官僚の殆どは、Bランクへの上昇を果たすことができず、これを確認することができるのは、この閔泳煥他、122名中、僅か9名に過ぎない。対象的に、高宗22年に「開城府留守」としてB3に名前を連ねて以降の彼は、以後、28年8月を最後にその名前が一時的に消える²²まで、ほぼ一貫して「座目」に名前を連ねつづけている²³。このことについては、多少の例外を除き、他の官僚達についてほぼも同様であった。

いずれにせよ、このことから我々が知ることができるのは、CランクとBランクの間には、大きな懸隔が存在する、ということであろう。即ち、Cランクの官僚とは、大典会通の規定通り、備辺司＝議政府の事務方の官僚であり、それ故、彼らは「朗庁」の地位を離れてしまうと、台閣とは無関係な存在となってしまう。これに対して、Bランク、就中B2ランク以上の地位に就任した者は、以後、基本的に正式のメンバーとして固定され、安定した発言権を得ることができたのである。

閔泳煥は、高宗22年8月にB3に名前を連ねて以降、高宗24年11月にはB2²⁴、そして、高宗28年にはB1にまで上昇している。このような彼の順調な昇進の過程は、一面では、有利な氏族的背景を持つ彼が、多くの人々を「追い越して行く」過程²⁵であるが、ここで見落とされてはならないのは、そのような彼であっても、自由且つ無秩序に、他の官僚達を追い抜いて行った訳ではなかった、ということである。B3からB2へ、またB2からB1へのランク上昇において、それぞれの「跳躍」までの彼の序列上昇は極めて緩やかであり、その速度は、他の官僚のそれと大差があるように見られない。彼の急速な序列上昇を支えたのは、このような日常的な序列上昇ではなく、6年間に数回のランク間の「跳躍」によってであった²⁶。

緩慢な「日常的な序列上昇」と劇的な「跳躍」。実は、彼ら官僚の序列上昇において、この

二つがあるのは、他の官僚達においても同様であった。彼らの上昇の速度を決定づけたのは、この跳躍がどのような頻度で、どのように現れるか、であり、より現実的には、そもそもそれが存在するか否か、であった。

ある意味、この「座目」において、彼らがこのような2種類の移動をすることは、当然でもあった。律令時代の日本同様、朝鮮王朝においても、官僚は「官職」の他に、「官位」を有しており、原則的に彼ら官僚には、それぞれの官位に相当する官職が与えられていた。座目の序列も、このような「官位」により大きく規定されており、下位官位保持者が上位官位保持者の、上席に座することは原則的に不可能であった。他方、同官位の者の間においては、その官位をより以前に与えられた者が上席につくのが通常であり、それ故、同官位の者の間では「序列」は緩やかにしか上昇することができなかった。

このような観点から改めて序列表を見直してみると、実は、「行上護軍」「行大護軍」「行護軍」が、実はそれぞれ、各官僚が有する官職の、従一位以上、正二位、従三位以下といった、官職相当官位と一致している²⁷ことを知ることができる。ここで興味深いのは、このような官位の上昇移動が、必ずしも各々の官僚に官職を与える必要から生じているのではなく、時に、官職に先立つ、官位の上昇それ自身によって為し遂げられていることであろう²⁸。即ち、Bランク内における、個々の官僚の序列は、実質的にも、官職ではなく、官位をその第一の原因として決定されるものであったのである。

重要なことは、朝鮮王朝における最高意志決定機関が、官職によってではなく、官位という「属人的」な要素により構成されていた、ということであろう。極論するなら、単に台閣における発言権を確保するだけなら、各人がどのような官職を保有するかは、ここでは全く重要ではなかったのである²⁹。

それでは、このような「属人的」な要素に支配される台閣において、個々の官僚の上昇移動の差違は、どのようにして生じていったのであろうか。次にこれを具体的なデータを通じて見てみることにしよう。

第四章 「議政」への階段

この時期の「座目」における序列上昇移動においては、各ランク間を横断する「跳躍」が重要であることについては既に述べた。それでは、現実には、各官僚の「跳躍」とはいかなるものであり、また、各人の「跳躍」の差違はどのようにして生まれたものであったのであろうか。

まず、この点について、最上位の「時原任大臣クラス」まで上昇した者を例に見てみることにしよう(表3)。本稿が対象とする期間において、Aの地位についた者は25名。このうち、資料の欠損や対象とした時期を超えて経歴を有する等なく、「座目」への初見から、議政就任までの上昇移動を追うことができるのは8名である。注目したいのは、ここにおける、座目初見から議政就任までに彼らがかけた年月である。一見してわかるように、これを基準にして、彼ら8名は二つのグループに分けることができる。即ち、第一は、「座目」の中を、ゆっくりと上昇して来たグループで、具体的には、申応朝・徐堂輔・沈舜沢・金炳始の四名がこれに該当する。

これとは対照的に、姜・金弘集・趙秉世の3名は、僅か2～5年で、柳厚祚に至っては、座目への登場なしに、工曹判書から議政への一足飛びの上昇移動を果たしている。これら4名のうち、姜・柳厚祚は、同じく、2年8ヶ月で上昇を果たした洪淳穆や、韓敬源と共に、大院君執政期に新たに任命された議政達であり、如何にこの時期、大院君が「異例の」人事を連発していたかを示していよう。また、金弘集は、甲申政変により急進開化派に「昇進」させられた彼を、国王側が政変終結直後に再昇進させたもので、その背景には、「穩健開化派」の代表格的存在であった彼を、どうにか国王側に引き止めようとする、政権の配慮を伺うことができる。

本稿において、注目すべきは、柳厚祚・姜・にせよ、金弘集にせよ、更には、壬午軍乱により「反乱軍」側によって議政に任命された申応朝にせよ、一度任命された彼らの「時原任大臣」としての地位は、彼ら自身が何らかの罪にでも処せられない限り、そのまま尊重され、彼らが「座目」の中で、上位を占め続けることができた、ということである。そして、彼らのある者は、やがて、嘗て自らの上昇を助けてくれた勢力の復権に、一役果たすこととなるのである。

柳厚祚・姜・金弘集・申応朝等の例は極端としても、官僚達が「時原任大臣」クラスへに上昇するに当たって、何らかの「通常でない跳躍」が、必要であったことは、多くの者達にとっても同じであった。ここで注目すべきは、この時期、時原任大臣を歴任した者の多くが、(B3→)B2→B1→Aと連なる、座目秩序³⁰において、一つ以上のステップを省略している、ということであろう。このことを、逆の面から裏づけるのが、このような途中のステップを省略した「大跳躍」なしに、このクラスまでたどり着いた者達の顔ぶれと経歴であろう。本稿が対象とする時期において、B3からAまでの全てのステップを経た者は金炳始と鄭範朝の2名であるが、そのうち鄭範朝は実に16年以上の年月をその上昇に費やしている。他方、金炳始は、金炳学・金炳国引退後の名門・安東金氏の代表者格であったが、その彼でさえ、議政までの上昇には、11年3ヶ月もの期間が必要であった。

実際、このようにして緩やかに座目のステップを駆け上がって来た者の中に、我々は意外なまでに、当時の名門家門の出身者の名を多く見ることができる。当然のことながら、官僚も人間である以上、彼らが官僚として働くことのできる年月には限りがあり、その限られた年月で、最上位のクラスに到達するためには、時の権力者や、クーデター等による異例の大抜擢がなければ、昇進の階段を一つ一つ登るしかなく、限られた年月の間に、その階段を登り切るには、特段の事件なくとも彼らの頻繁な小跳躍を実現してくれる何らかの要素が必要であり、そこにおいては彼らの出自がものをいった、ということであろう。出自とは、平時にこそ威力を発揮するものであったのである。

「異例の大跳躍」と「頻繁な小跳躍」。朝鮮王朝の官僚が、その序列を上昇させて行くのには、少なくともこのどちらかが必要であることは、「時原任大臣クラス」以下の官僚においても同様であった。それなら、それらはより具体的にはどのようなものであったのであろうか。次にその点について具体的に見てみることにしよう。

第5章 「大跳躍」とその原因

「座目」外→(B3→)B2→B1→Aと登るべき階段。これをいずれかの段階を飛び越えて移動することを、本稿では便宜的に「大跳躍」と呼んできた。しかし、当然のことながら、このよう定義される「大跳躍」には、全く性質の異なるものが含まれることとなる。即ち、その一つは、「座目」外から「座目」内への大跳躍であり、もう一つは、「座目」の内部での大跳躍である。まず、比較的わかりやすい後者から議論して行くことにしよう。

まず、興味深いことに、この「座目」内の大跳躍には、理論的に考えられる、B3→A、B3→B1へ大跳躍は存在しない。即ち、確認できる「座目」内における大跳躍の全4例は、B2→Aという議政への大跳躍であることになる。この背景に存在したのは、恐らく、単なるBクラスの官僚のそれとは異なり、Aクラス、即ち、議政への官僚の任命は、極めて大きな政治的結果を伴うものであり、それ故、従前の序列が重視されるBクラス内部での異動とは異なり、Aクラスへの任命に対しては、時々々の為政者の政治的意図が入り込み、従前の序列を無視する余地があった、ということであろう。また、B3以下のクラスからAクラスへの任命が、柳厚祚のそれ³¹を除いて存在しないことは、議政への被任命資格を持つ者が、基本的に、B2クラス以上の官僚に限られていたことを示している。しかし、同時にそのことは、時の権力者が通常30人以上にも登るB2以上の官僚の中から、かなり自由に議政を任命し得たことをも意味しており、「座目」内の大跳躍を伴う議政への任命とは、そのような権力者の象徴的な権力行為であったとすることができる。我々はその背景に、当時の権力者の強力な意志を見ることができよう。

既に、柳厚祚・姜・金弘集等について見たように、このような既存の序列を乱してまでの、「座目」内部での大跳躍が実現するためには、何らかの、既存の政治勢力間の勢力バランス変化を伴う事件や事象が、通常、必要であった。表3の就任経緯からも明らかなように、これらの「大跳躍」はの多くは、何らかの重要な政治的事象と関連して起こっている。

他方、もう一つの大跳躍、即ち、「座目」外から「座目」内の上位への序列への大跳躍はこれとは対照的である。まず、Aへのそれは、柳厚祚のそれが唯一の例である。また、個々の官僚が「座目」にB3から現れるか、B2から現れるかは、多分に彼がどのような官職を経てきたかに左右されることが多いため、「座目」外からの大跳躍、という名に値するのは、柳厚祚のそれを除けば、B1への大跳躍のみ、ということになる。本稿が対象とした時期において、このような例として筆者が確認できたのは、李最応・朴泳孝の2例のみである。李最応は高宗の叔父・大院君の兄、朴泳孝は哲宗の女婿、といずれも現或いは前国王の近親者であり、その結果、議政のそれに匹敵する、正一位の官位を予め保持していたことが、彼らがいきなり上位の序列に登場したことの理由であろう。即ち、彼らは、その官位が、「座目」への登場時点において、既に如何なる「堂上」のそれをお上回っていたため、官位が重視されるBランク内部の序列において、いきなり最高位の序列を与えられることとなったのである。しかし同時に、興味深いことは、このような高位の官位の保有にも関わらず、彼らと「時現任大臣」との間には、明確な一線が引かれていた、ということであろう。即ち、Bランク内部の序列においては、官位が決定的な役割を果たしていたが、このような高位の官位の保持は、彼らに官位相当の発

言権までは保証せず、時原任大臣と彼らの地位は、厳然と区別されていたのである。

近代朝鮮王朝における官僚の上昇移動への一つの道、大跳躍はこのようにして実現されていた。それでは、もう一つの「頻繁な小跳躍」についてはどうであらうか。次にその点について、具体的に見てみることにしよう。

第六章 出自の限界

Aクラス官僚の分析の際に述べたように、「頻繁な小跳躍」を実現するためには、有利な出自を有することが重要であった。表4は、通常は各々5～6年程度のインターバルが必要な、B3(或いはランク外)→B2、B2→B1、B1→Aの「小跳躍」を3年以内に2回以上連続して行った者達のリストである。一見してわかるように、これら全20例のうち、7例までが驪興閔氏によるもので占められている³²。当時のいわゆる「閔氏勢道政権」の一端をここでも垣間見ることができようが、注目すべきは、このような驪興閔氏の異例な昇進が、本稿で扱う時期の末期、即ち、高宗26年から29年までの時期に集中して行われていることであろう。正確に言うなら、驪興閔氏の7例の内、3例は高宗が大院君の影響から脱して親政を開始してから甲申政変までの時期に、1例は甲申政変から大院君還国までの時期に、そして、残り3例は朝鮮王朝が中国からの影響力を脱して自立して行く時期に当たっている。第一の時期のそれについては、それまで台閣に余り代表されていなかった驪興閔氏の勢力が、他の氏族と同等の発言権を確保するためのもの、そして、第二の時期においては、引退或いは死亡した第一の時期の代表を補完するもの、と考えられるが、第三の時期のそれについては、逆に他氏族のそれが僅か1件しかないことから考えて、驪興閔氏の「勢道」としての勢力が、この時期、他氏族から突出したものとなりつつあったことを知ることができよう³³。

にも関わらず、本稿が対象とする時期において、閔氏出身の議政が、高宗親政初期の閔奎鎬³⁴を除いて現れていないことは、重要であろう。既に述べたように、大跳躍、なくして、この官僚制の階段を議政の地位まで登り詰めるには、相当の時間が必要であり、彼らは結局は、この限られた時間内に、官僚制の階段を登り詰めることができなかった。高宗29年末、驪興閔氏勢道全盛の時期において、「時原任大臣」の地位を占めていたのは、宋近洙・申応朝・沈舜沢・金弘集・趙秉世・鄭範朝の6名であったが、その内、申応朝は甲午軍乱時の大院君派の任命³⁵、金弘集は閔氏と対立を深めつつあった穩健開化派であり、閔氏から見て、決して好ましい者たちではなかった。

一言で言うなら、朝鮮王朝の官僚制度においては、閔氏勢道と雖も、議政の地位を自在に左右し、そこから王朝を牛耳ることは、制度上、極めて困難であった。そこでは、いかなる経緯からの任命であろうと、いったん与えられた官僚の地位は、基本的には変わることがないとする原則が存在し、それ故、相当後になっても、旧政権・旧勢力の代表者が、政権内の枢要部に残されることとなった。このような朝鮮王朝の性格は、必然的に、官僚制内部における旧勢力の巻き返しを容易化させ³⁶、そのことは結果として、この時期の朝鮮王朝を不安定化させる一要因となることとなる。驪興閔氏は、後述するように、このような官僚制においても主

導権を握るべく、自らの代表を次から次へと、異例の速度で送り込んだ³⁷が、それでも彼らが官僚制度の頂点を占めるには十分はなく、結局、彼らは、そのまま甲午改革を経て、彼らの勢道終焉を告げる、閔妃暗殺を迎えることとなる。結局、彼らは時代に追いつけなかった、とも言えようか。

それではこのような朝鮮王朝官僚制の特色は、この時代の様々な政治的事件にどのような影響を与えていたのであろうか、次に点について、具体的に見てみることにしよう。

第七章 クーデターの背景

まず、高宗19年(1882年)の壬午軍乱について見てみることにしよう。周知のように壬午軍乱とは、まず以て、十分な放料を受けられなかった軍卒が、自らの待遇改善を求めて起した反乱であり、次いで、その混乱状況を利用した大院君及びその側近勢力によるクーデターであった。当然のことながら、その背景に存在したのが、大院君執政期に行われた様々な軍備拡張策への反感であり、また、それに乘じて台閣に大量進出した、武臣勢力へに対する、文臣勢力への反発であった³⁸。

このような当時の状況は、本稿が主たる分析の手がかりとしている、「座目」からも伺い知ることができる。グラフ2は、当時の主な武臣³⁹である、申・李景夏・申正熙と、逆に反乱兵卒に殺害された、閔謙鎬・金輔鉉⁴⁰の高宗12年1月から高宗19年6月軍卒反乱時までの序列変化をまとめたものである。一見してわかるように、この時期、武臣故に議政になれずその序列上昇が頭打ちになっていた申・は勿論、李景夏・申正熙共、極めて緩慢な序列上昇しか見せていないのに対し、新たに閔妃のバックアップを獲得した閔奎鎬は勿論、金輔鉉でさえも、武臣達のそれに比べれば、遥かに急速な序列上昇を見せている。大院君執政期のそれと比べてみた時、彼らの置かれていた地位の低下は明らかであろう。

さて、それでは、甲申政変については「座目」からどのような点を垣間見ることができるだろうか。グラフ3は、甲申政変によって、開化派によって殺害された者達の、同じく高宗12年1月から甲申政変勃発時までの序列を整理したものである。このグラフについて言えることは、まず第一にこの時殺害された「戚臣⁴¹」が、共通して、高宗16年から高宗18年までの間、壬午軍乱で殺害された閔謙鎬を含めるなら高宗15年から高宗18年までの比較的短い時期に急速にその序列を上昇させた者たちである、ということであろう。ここで問題となるのは、彼らのこのような急速な台頭をもたらしたのが何であったか、ということであろう。ここで再び座目に戻って容易に気づくことは、実は、この前後に、それまで大院君政権やその後の癸酉政権を支えた「時原任大臣」歴任者の「引退」や失脚が相次いでいることであろう。即ち、大院君政権を支えた韓啓源・姜・は、まず、高宗15年に「声討」により一旦失脚⁴²、その後一度は台閣に返り咲いたものの、姜・は高宗16年11月⁴³、韓啓源は高宗19年5月に台閣を退くに至る⁴⁴。癸酉政権を支えた李裕元は高宗16年7月仁川開港を巡る議論の中で失脚⁴⁵、高宗17年10月を最後にやはり台閣を退いている。他にも、金炳學が高宗16年8月に台閣を離れ⁴⁶、更に後には、よく知られているように、壬午軍乱により李最応が高宗19年6月に殺害されている

重要なことは、このような相次ぐ相臣の引退・失脚は、それまで安定していた朝鮮王朝の官僚秩序に大きな空白部分を作り出し、国王・高宗や戚族が政治的権力を行使できる範囲を大きく拡大させた、ということであろう。いいかえるなら、癸酉政変は、確かに、大院君とその接近勢力を政権から排除し、国王親政を実現させはしたが、にも拘らず、それをもたらした「政変」そのものが、国王及びその側近勢力のみによってではなく、様々な反大院君勢力の連合により実現されたことは、その後も、彼らの台閣における影響力を大きく残すこととなった。李裕元や李最応はその中の中心的な存在であったが、彼ら、そして、残存していた大院君系勢力を一掃することにより、この時期、ようやく真の国王親政が実現されつつあった、と考えることができる。この時期国王側近としてこの頃権力を振るった趙寧夏⁴⁸や、謙鎬・泳穆・台鎬といった、驪興閔氏勢力の台頭は、そのことを何よりも如実に示している。

同様のことを示しているのが、甲申政変により殺害されたもう一つのグループの官僚達である。彼らに共通するのは、彼らがいずれも武官であったということ、そして、登用された時期が、壬午軍乱から1年以上経った、高宗20年8月～9月の時期に集中している、ということであろう。高宗は、壬午軍乱により、大院君系武臣が失脚⁴⁹した後、軍政を清国に倣って改正し、その長に自らの側近の中から彼らを任命したのである。このことは、この時期、軍乱を契機に高宗が確実に軍事面でも自らの掌握度を高めつつあった⁵⁰、ということを示している⁵¹。

このようにして考えた時、我々は、反乱を起した急進開化派が、何故に彼らを殺害したかを容易に知ることができよう。即ち、彼らは、第一に、新たに、そして急速に台頭しつつあった国王側近の「戚族」勢力を排除すると同時に、自らが軍権を掌握するために障害となる、新たに登場した「新武官」勢力を除こうとしたのである。一言で言うなら、彼らは、国王の手足となる側近を除き、「丸裸」にしようとしたとすることができる。このように考えるなら、彼らが「戚族」を嫌悪する一方で、大院君等との提携を可としていたことも容易に理解することができよう。何故なら、既に高宗と深刻な対立関係にあり、旧大院君系議政経験者や武臣勢力が権力の場から去っていたこの時期の大院君は、「国王を丸裸にする」彼らの戦略の何ら障害となるものではなかったからである。

「座目」の観点から甲申政変についてもう一つ言えることがあるとするならば、甲申政変が正に、彼らが自らの代表を台閣に送り込めるようになった、その時期に起されている、ということであろう。即ち、彼ら急進開化派が台閣に席を経たのは、朴泳孝が高宗20年1月、洪英植に至っては、ようやく政変の同じ年、高宗21年1月であるに過ぎない。にも拘らず、彼らがこの時期台閣に席を得ていたことは、備辺司＝議政府が、人事決定、就中、武官のそれに対して、国王に諮問を行なう場であったことを考えるなら、クーデター後の人事措置の観点からも、その重要性を強調してし過ぎることはないであろう。

いずれにせよ、重要なことは、この二つのクーデター未遂事件の結果は、結果として、クーデター主謀側であった、大院君派と急進開化派の台閣の中での地位を大きく縮小させたのみならず、物理的殺害の結果、高宗15年頃以降、着実に「座目」の序列を昇りつつあった「戚族」と、ようやく姿を表しつつあった新たな「国王側近勢力」を一時的にせよ、根絶やしにして

しまった、ということであろう。国王、そして、閔妃は、新たなる候補者を見つけ、彼らをして再び、長い序列上昇の階段を歩かせねばならなかった。

それでは、彼らはその後、どのようにしてこの「階段」を昇っていったのであろうか。次にこの点について、見てみることにしよう。

第八章 高宗＝閔氏政権の確立

甲申政変から甲午改革までの10年間は、先の癸酉政変から壬午軍乱までの時期と並ぶ、近代朝鮮の数少ない安定期の一つであった。そして、その「安定」は、官僚秩序の中にも様々な影響を与えていた。

まず、このような安定を如実に示すのが、この時期、即ち、高宗22年から高宗29年までの8年間の間に、僅か、3回しか新たな議政任命がないということであろう⁵²。その回数少なさは、同じ議政の任命が、大院君政権期(哲宗14年～高宗10年)に6回、癸酉政権期(高宗11年～18年)に4回、壬午軍乱・甲申政変期(高宗19年～21年)に7回、であったことと比べると明確であろう。同時に、この時期「時原任大臣」の職から離れた者の数も僅か3名に過ぎず、この結果、実に、宋近洙・申応朝・沈舜沢・金弘集・金炳始の5名が、この時期を通じて「時原任大臣」の地位を維持し続けるに至る。

既に述べたように、このような安定期において、官僚がその序列を上昇させて行くために重要なのは、彼らが有利な出自を有していること、であった。甲申政変時に存在していた二つの戚族のうち、豊壤趙氏は、それを支えた趙大王大妃の死と、その代表格であった趙寧夏が甲申政変による被殺により大きく後退し、ここに驪興閔氏の突出する状況が生まれることとなる。再び台閣に登場した彼らは、今度は、何者にも妨げられることなく、序列の階段を着実に上昇し、やがて、Bクラス上位の相当部分が彼らによって占められることとなる⁵³。グラフ4はこのような驪興閔氏のBクラス内序列異動をまとめたものであるが、一目瞭然にわかるように、驪興閔氏の進出は、甲申政変以後、就中高宗25年以後に集中しており、この時期に「閔氏勢道」政権とでも言うべきものが存在していたことを確認することができる。

本稿において注目すべきは、このような「閔氏勢道政権」確立期が、そのまま、朝鮮王朝が清国から自立していった時期と一致している、ということであろう。高宗21年、再度の清国軍介入によりどうにか急進開化派によるクーデター鎮圧に成功した高宗と朝鮮王朝は、その後次第に強化される清国の干渉に抗する形で、ロシアとの提携を深め、やがてこの力を利用して、清国からの相対的な自立を実現し、合わせて穏健開化派の金允植・魚允中等を追放する。即ち、ここにおいて、高宗及びその側近勢力は、大院君派・急進開化派からだけでなく、清国やそれと結んだ穏健開化派の勢力をも追放し、ほぼ完全な人事面でのフリーハンドを掌握したと言えよう。これを境にした、驪興閔氏勢力の官界への大量進出と同時に、韓圭・朴定陽・李允用といった甲午改革以後の朝鮮王朝を支えた「高宗側近派」の官僚達⁵⁴がこの時期に登用、急速に序列の階段を昇り始めていることは、それを何よりも象徴している。そして彼らは、やがて、閔妃被殺後、末期の朝鮮王朝を支える存在となるのである。

それでは、我々はこのような「座目」を通じての朝鮮官僚制分析から、どのような結論を引き出すことができるのであろうか。最後にその点について触れて、本稿を終えることとしよう。

むすびにかえて — 変革期の官僚制度

以上、ここまで述べて来たことを簡単にまとめてみよう。

第一に本稿において述べたのは、近代、より正確には大院君政権期から甲午改革直前までの朝鮮王朝台閣の序列秩序についてであった。そこで明らかにされたのは、まず、台閣における序列には、事務官としての「朗序」を除けば、「堂上」と「時原任大臣」の二つのクラス分けがあり、更にそのうちの前者は、「行護軍」・「行大護軍」・「行上護軍」の3つのサブクラスに分けることができる、ということであった。この「堂上」と「時原任大臣」の二つのクラスにおいては、「堂上」においては、官位をはじめとして、比較的従前の序列が尊重される傾向にあったが、「時原任大臣」クラス、即ち議政への任命は、これとは全く異なり、膨大な候補者群の中から、相当に政治的に行われていた。

第二に、我々は以上のようなこの時期の台閣の序列秩序のあり方から、進んで、各々の時期と政権のあり方について垣間見ることができた。それを時代別に整理してみるなら、以下のようになろう。まず、大院君執政期は、台閣の序列秩序の観点から言えば、異例づくめの時期であった。この時期の議政は、ほぼ例外なく相対的に低序列の官僚から、しかも相当に政治的に選択・任命されており、ここに我々は大院君の極めてラディカルな政治的手法を見ることができよう。また、通常、閔氏政権期と看做される高宗11年以降の時期については、我々は、そこに大まかに、癸酉政権期、壬午軍乱・甲申政変期、閔氏勢道政権期、とでも言うことのできる、かなり特色を異にする三つの時期があることを知ることができた。即ち、高宗11年から高宗15年の間は、癸酉政変に貢献した重心達による相対的な安定期であり、これに対して、高宗15年頃からはじまる従来の時原任大臣更迭と「戚族」「新武臣」の台頭は、やがて壬午軍乱と甲申政変という二つの政治的危機をもたらすこととなった。即ち、壬午軍乱や甲申政変は、不平軍人や急進開化派による孤立したクーデターの試みではなく、その背景にはより大きな政権構造の変化が存在するのである。そして、このこのような政治的危機を乗り越えることにより、高宗＝閔氏勢道政権は安定する。高宗25年頃を境とする驪興閔氏の顕著な台頭や、後の「高宗側近勢力」の台頭は、そのような政治的安定の産物であり、我々はここに、この30年足らずの時期の間に、大院君から高宗＝驪興閔氏へと、権力行使者が移り変わって行く過程を如実に見る事ができよう。

最後に、分析の方法として、本稿はこの備辺司謄録により与えられた膨大なデータをくまなく分析したのも、また、そこに現れた全ての官僚をその分析の対象としたものでもない。しかしながら、本稿で取り上げた手法は、これまでの朝鮮近代史研究にはなかったものであり、その意味で、本稿で取り上げた資料、そして方法は、より大きな可能性を秘めるものである、と言うなら、それは些か言い過ぎであらうか。

-
- 1 ヘンダーソン『朝鮮の政治社会』、サイマル出版会、1973年、23頁。
- 2 代表的なものとして、金泳言『朝鮮支配層研究』、糟谷憲一「大院君政権期の地方官の構成」、『東洋文化研究』第一号、1999年3月、同「大院君政権の権力構造 - 政権上層部の構成に関する分析 - 」、『東洋史研究』第49巻第2号、1990年9月、大西裕・建林正彦「省庁再編の日韓比較研究」、『レヴァイアサン』23、1998年10号等。
- 3 このような理解はかなり古く、既に、高宗10年(1873年)の大院君失脚期に見ることができる。例えば、韓国問題研究会編『朝鮮外交事務書』第8巻、成進文化社【韓国】、1971年、436頁。
- 4 この時期の様々な制度改革の概観については、金素雲『朝鮮王朝行政史 近代篇』、一潮閣【韓国】、1970年等。
- 5 このような当時の台閣の重要性を強調するものとして、例えば、宋安鍾の一連の研究がある。
- 6 本稿での分析に当たっては、國史編纂委員會編『備邊司謄録』、民族文化社【韓国】、1982年、1~28巻を利用し、概ね哲宗14年(1863年)~高宗29年(1892年)の時期をカバーした。尤も、この時期の備邊司謄録は、高宗1,2,5,6,11各年の記録を欠いているため、その点の注意が必要である。
- 7 備邊司については、李載浩「朝鮮備邊司考 - 特備 益機能稅 變遷 拭 企 罵 食」、同『朝鮮政治制度研究』、一潮閣【韓国】、1995年等。
- 8 後述するように、高宗3年(1866年)の議政府正式発足後も、現実には、備邊司と議政府は一体の存在であった。
- 9 このデータベースについては、<http://sites.netscape.net/kankimura/kanhome.htm>にて公開予定。
- 10 李載浩「朝鮮備邊司考」121頁以下。
- 11 崔己性「壬辰倭亂 前後 慶 備邊司」、碩士學位論文、檀國大學校大學院【韓国】、1976年、19頁。また、國史編纂委員會編『明宗實録』巻20、探求堂【韓国】、1979年、12年4月辛卯条。
- 12 朝鮮王朝における正一品衙門としては、この他に、宗親府・議政府・忠勲府・儀賓府・敦寧府があったが、この内、宗親府・忠勲府・儀賓府・敦寧府は、それぞれ宗親(王族)、功臣、公主・翁主、王親・外戚の処遇を担当する官庁に過ぎず、本来武事を担当する備邊司に匹敵するのは、文事を担当する議政府のみであった。『大典會通』、科學院出版社【韓国】、1960年、11-13頁。
- 13 高宗元年(1864年)2月には「備邊司堂郎ヲ議政府堂郎ニ兼差シ、稍實ヲ存セシ」めている。朝鮮史編修会『朝鮮史』第6編第4巻、東京大学出版会、1986年覆刻、11頁。しかし、ここにおいては、「備邊司堂郎」が「議政府堂郎」を兼任しただけであり、両者は事実上、一体の組織であった。
- 14 筆者がこの時期、備邊司が事実上議政府に吸収されていた、と判断するのは、『大典會

通』の「今属議政府」という記述に加え、次のような理由からである。1)高宗 3 年と高宗 8 年の「謄録」の書き出しが「政府[議政府 - 筆者註]上」ではじめられていること、2)備辺司「朗庁」の首座にあるべき「兵曹正郎」の名が高宗 3 年以降、見られなくなること。3)帰って「朗庁」の首座には、本来議政府の「朗庁」足るべき、「舎人」「検詳」等が座ることが増え、これらの下位官職である「公事官」や「司録」の名も多く見ることができること。

尤も、本来備辺司の「朗庁」である、兵曹正郎の下位官職に当る「副司果」についてはその後も座目に名を見る事ができ、備辺司そのものが全く消滅していた訳ではなかったようである。論文末尾附表、『備邊司謄録』の各所、及び、『大典會通』11 頁。

¹⁵ 議政府構成員は、領議政、左右議政、左右賛成、左右参賛の他、吏・戸・礼・兵・刑曹判書、三營大将、惣戎使、四都留守、大提学、雇衛大将、左右捕将、等(朗庁を除く)。備辺司構成員は、時原任議政が都提調として、吏・戸・礼・兵・刑曹判書、兩局大将、兩都留守、大提学に加えて、禁衛大将、守禦使、惣戎使、等が提調としてこれに属した(朗庁を除く)。実際には、特に堂上レベルにおける任免には相当な自由度があった為、両者の構成員は同じになっていた。『大典會通』11-13 頁。また、註 12。

¹⁶ 『大典會通』13 頁。

¹⁷ これは『大典會通』の言う「提調」と「副提調」に当たるものと思われる。同 13 頁。

¹⁸ 本稿においては、この「台閣」の語を、備辺司＝議政府の意味で用いている。

¹⁹ 上護軍・大護軍・護軍は、それぞれ本来は、当時完全に形骸化していた「五衛」(義興衛・龍驤衛・虎賁衛・忠佐衛・忠武衛)の官名である。

²⁰ 閔泳煥については、趙容萬『愛國者閔忠正公』、國際文化協會【韓国】、1947 年。また、野田真弘『売国奴』、日本ブックスセンター出版局、1977 年、133 頁他の各所。

²¹ 閔泳煥は閔謙鎬の実子、閔泰鎬の嗣養子であった。そして、閔泰鎬の妹は、大院君夫人＝高宗生母、また、同じく閔泰鎬の兄弟は、閔妃の父、閔致録の嗣養子となっていた。従って、閔泳煥は、高宗とは外従兄弟、閔妃とは甥叔母の関係に当ることになる。

²² 養母の死により、喪に服したためである。趙容萬『愛國者閔忠正公』40 頁。

²³ 閔泳煥の例に見た服喪の他に、座目を外れた例としては、何らかの刑罰に服する場合、公使等朝鮮外での公務に服する場合、等があった。

²⁴ 礼曹判書就任のため。

²⁵ グラフ 1 は、Bランク内における閔泳孝の序列異動をグラフ化し、鄭範朝・尹滋憲と比べて見たものである。3 者の昇進速度の差が、「跳躍」の頻度によるものであることは明確であろう。

²⁶ 閔泳煥の例において興味深いのは、彼においては例外的なB 2 内部での「跳躍」が見られることである(高宗 25 年 4 月)。これはこの月に行われた軍政改革の責任者としての地位である兵曹判書に彼が就任したことに伴うものであろうが、当時の彼の「勢道」としての地位を垣間見る上で興味深い。彼の兵曹判書としての活躍については、趙容萬『愛國者閔忠正公』35 頁をも参照。

-
- 27 各官職の相当官位については、『大典會通』の各所。
- 28 閔泳煥の「行兵曹判書」の例にも見られるように、官職に合わせて官位が与えられるのではなく、まず先に官位が上昇し、その官位上昇に見合う形で、官職が上昇するのが通常であった。官職の上昇が官位のそれに間に合わない場合には「行」の文字を頭につけ、他と区別した。
- 29 例えば、国王が台閣に人事面での諮問を行なう場合には、官職に関係なく、当日出席した全ての官僚に推薦を行なう権利が平等に与えられていた。例えば、『備邊司謄録』26巻、63頁。
- 30 各々の官僚がB3・B2のどちらにおいて「座目」デビューを果たすかは、各々の官僚の経歴により異なっていた。表5の各所参照のこと。この点については後述。
- 31 この意味で、大院君の柳厚祚右議政任命は異例中の異例であった。
- 32 同じく大院君執政期の例も、5例を占めていることに注意されたい。
- 33 この点については、第8章を参照のこと。
- 34 壬午軍乱にて殺害される。第7章にて後述。
- 35 國史編纂委員會編『高宗実録』上、探求堂【韓国】、1971年、高宗19年6月10日条。
- 36 金弘集は甲午改革時の領議政を勤め、露館播遷後、親日派として殺害される。
- 37 第8章及び、グラフ4参照のこと。
- 38 『朝鮮史』第6編第4巻529頁。
- 39 彼等、特に申・について、拙稿「儒教的レッセフェールと朝貢体制」、『法学論叢』131巻6号、133巻4号をも参照のこと。尚、申・は旧名を申觀浩と言ひ、高宗5年に申・と改名しているが、混乱を避けるため、本稿では一貫して、申・と表記することとする。
- 40 他に李最応が殺害されている。
- 41 『朝鮮史』第6編第4巻、732頁。
- 42 『高宗実録』上、高宗15年6月15日、17日条。
- 43 『高宗実録』上、高宗16年11月21日条。
- 44 『高宗実録』上、高宗19年5月10日条。死亡による。
- 45 『高宗実録』上、高宗16年7月18日条。
- 46 『高宗実録』上、高宗16年8月17日条。死亡による。
- 47 『高宗実録』上、高宗19年6月10日条。
- 48 趙寧夏は、大院君執政期には大院君の側近として活躍したが、癸酉政変直後に「中批」により高宗から直接禁衛大将に抜擢され、更には左捕盜大将を経て、新設された武衛所の長(武衛都統使)に任命されるなど、高宗最側近の一人として重用されている。超大王大妃を抱える豊壤趙氏の代表者格として、大院君執政期から甲申政変までに、彼が果たした役割については、より注目されるべきであろう。『朝鮮史』第6編第4巻、320-337頁の各所。また、「興宣大院君略傳」、『會餘録』一、亜細亜協會、1888年。

⁴⁹ 『高宗実録』上、高宗 19 年 7 月 16 日条。

⁵⁰ 同様に注目されるべきことは、趙寧夏をはじめ、閔升鎬・閔奎鎬・閔台鎬がこの時期、順次兵曹判書や、各種軍営の長を歴任していることであろう。この時期の政権にとって、「軍」が極めて重要であったことをここから知ることができる。

⁵¹ 親軍左右両営の設置は高宗 19 年 9 月 24 日になされているが、その長たる「監営」の任命は、この時期になっている。また、その任命は高宗からの直接のものであった。『高宗実録』上、高宗 19 年 9 月 24 日、高宗 20 年 8 月 19 日、9 月 18 日条。

⁵² 表 3 参照のこと。

⁵³ 高宗 29 年 12 月には、実に B1 クラス 16 名の内、6 名までが驪興閔氏で占められるに至っている。『備邊司謄録』28、709-710 頁。

⁵⁴ 韓圭・朴定陽は後に参政(首相)、李允用も軍部大臣等を歴任する。また、韓圭・は甲申政変時に殺害された韓圭稷の兄、李允用は日韓併合時の首相・李完用の庶兄でもある。

表1
高宗9年11月座目

官職	氏名	備考
領中樞府事	鄭元容	
行判中樞府事	李裕元	
領議政	洪淳穆	
左議政	姜·	
右議政	韓啓源	
(堂上)		
行判中樞府事	金炳冀	
判三軍府事	申·	
判宗正卿府事	李景宇	
行廣州府留守	鄭基世	例兼
左贊成	金大根	
行上護軍	金炳喬	有司
行知中樞府事	南性元	
行知宗正卿府事	李承輔	有司
行吏曹判書	趙秉昌	北關勾管
行上護軍	任百秀	
行刑曹判書	金炳·	關西勾管
行禮曹判書	趙秉徽	有司
右贊成	曹錫雨	嶺南勾管
行知宗正卿府事	李景夏	
行知宗正卿府事	李周·	舟橋司有司
行知三軍府事	李顯稷	
行戶曹判書	金世均	有司、堤堰、貢市
行上護軍	俞鎮五	
行大護軍	李·	
守判中樞府事	朴珪壽	貢市
水原府留守	申錫禧	例兼
知三軍府事	李容熙	
行司憲府大司憲	李豐翼	
左參贊	徐衡淳	海西勾管
寧豐君	崔遇享	
知訓練院事	鄭岐源	
行大護軍	俞章煥	
吏曹判書	金炳雲	
行大護軍	李源命	
行大護軍	朴齊韶	
行大護軍	李興敏	
行大護軍	金益文	

行大護軍	趙龜夏	
知宗正卿府事	李載鳳	
知宗正卿府事	李章濂	
行大護軍	金壽鉉	
行大護軍	俞致善	京畿勾管
行大護軍	金炳地	關東勾管
行大護軍	金有淵	
行大護軍	李裕膺	
行大護軍	沈承澤	湖西勾管
行大護軍	嚴錫鼎	
兵曹判書	閔致庠	
行大護軍	趙基應	
行大護軍	林肯洙	湖南勾管
右參贊	趙性教	
知三軍府事	任商準	
行敦寧府事	金元植	
行大護軍	俞致崇	
工曹判書	鄭健朝	
知宗正卿府事	李會淳	
行大護軍	閔升鎬	
開城府留守	李寅應	例兼
知宗正卿府事	李建弼	
漢城府判尹	洪鍾雲	例兼

行護軍	李鶴榮	例兼
行護軍	趙寧夏	
宗正卿	李載冕	
行護軍	趙羲復	例兼
行護軍	趙成夏	

(郎廳)	
檢詳	姜贊
司錄	李基肇
公事官	李種恕
公事官	尹一成
公事官	金命求
公事官	鄭準基
公事官	李秀翼
公事官	鄭昌鎔
公事官	李寬植
公事官	沈寅澤
公事官	李根應

表 2

関泳煥序列移動表

国王	年	月	職名	備考	
高宗	16	9	舎人		C 1
高宗	16	10	舎人		C 1
高宗	22	8	開城府留守	例兼	B 48 B3 10
高宗	23	1	開城府留守	例兼	B 58 B3 16
高宗	23	6	親軍畿沿海防營使	有司、堤堰	B 60 B3 12
高宗	24	1	親軍畿沿海防營使	有司、堤堰	B 55 B3 12
高宗	24	3	親軍海防營使	有司、堤堰	B 55 B3 11
高宗	24	4	親軍前營使	有司、堤堰	B 55 B3 11
高宗	24	11	禮曹判書	有司	B 44 B2 34
高宗	25	1	禮曹判書	有司、堤堰	B 42 B2 32
高宗	25	4	禮曹判書		B 12 B2 4
高宗	25	5	兵曹判書	有司	B 12 B2 4
高宗	26	1	兵曹判書	有司、関西句管	B 12 B2 4
高宗	27	1	兵曹判書	有司、関西句管	B 14 B2 4
高宗	28	1	兵曹判書	有司、関西句管	B 17 B2 3
高宗	28	5	行兵曹判書	関西句管	B 14 B1 14
高宗	28	8	行兵曹判書	関西句管	B 13 B1 13

註・各年初の地位・序列に加えて、主たる異動のあった月の地位・序列のみを記した。

グラフ1

関泳孝・鄭範朝・尹滋愔

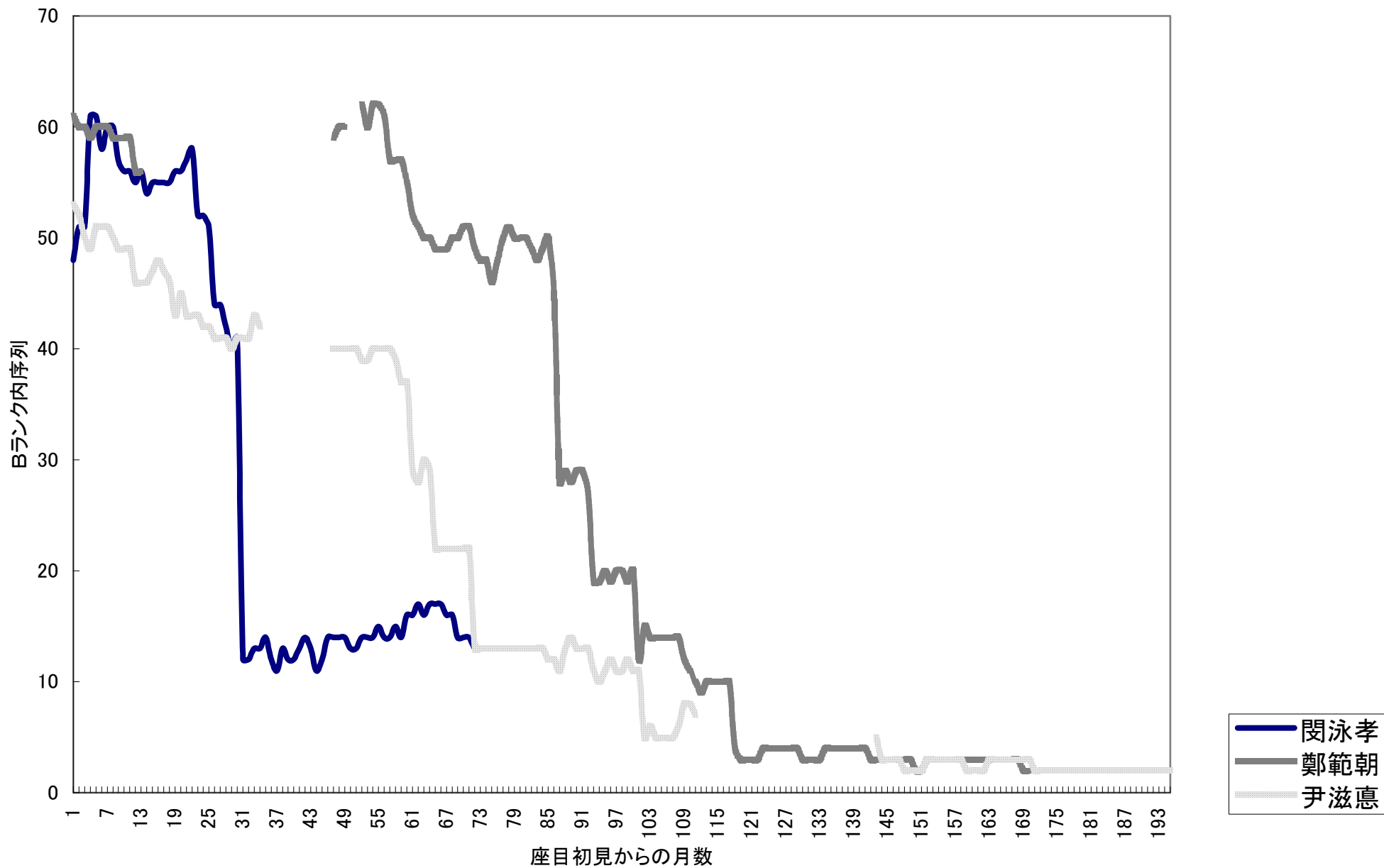


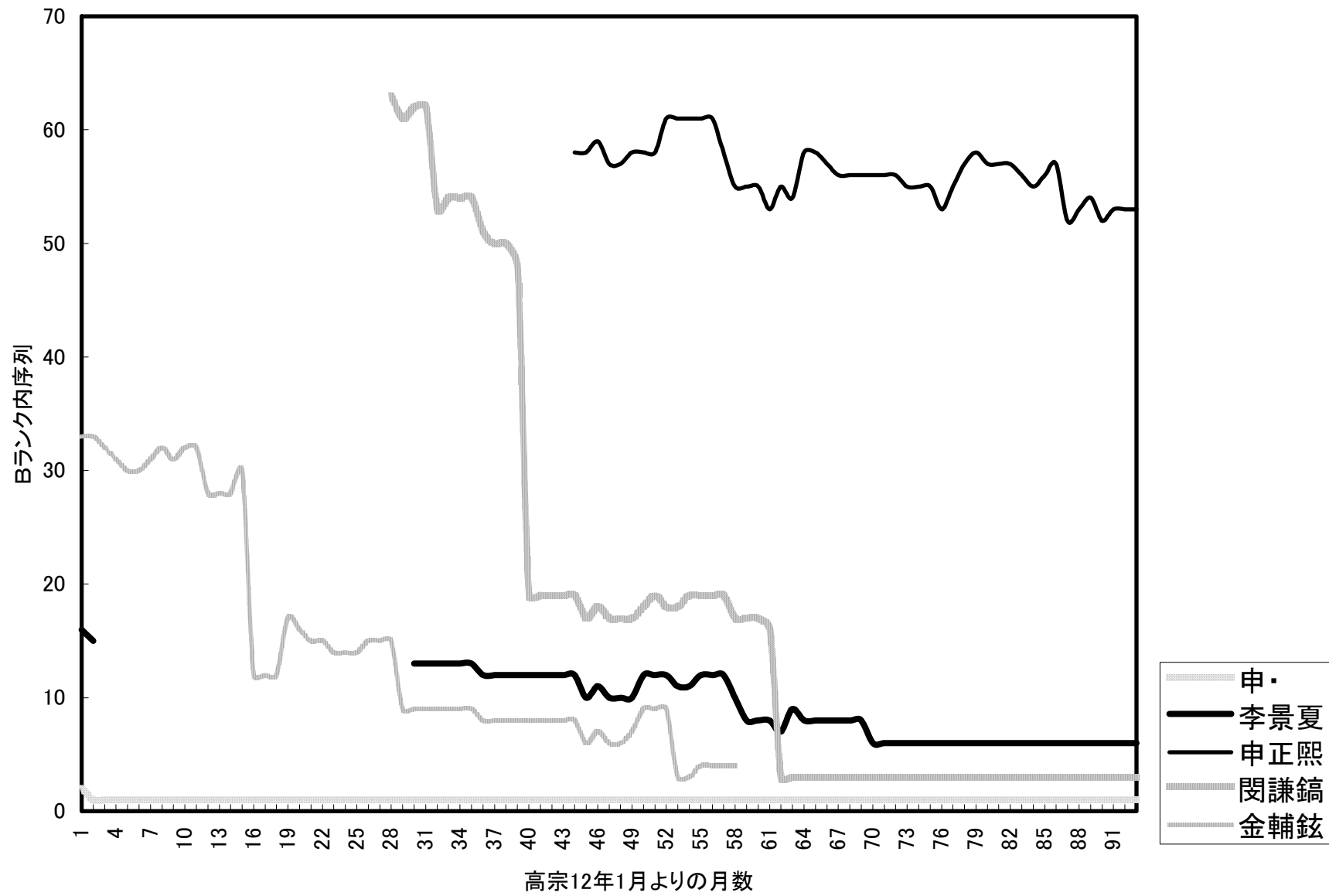
表4

3年以内で「跳躍」を繰り返した官僚

氏名	年	月	B	B2	年	月	B	B1	年	月	A
韓正教	3	1	3	23	3	5	20	20			
姜時永	3	1	1	21	3	6	21	21			
韓啓源	3	1	24	44	3	11	22	22	9	11	5
姜・	7	4	33	55					9	11	4
朴齊寅	10	4	33	52	12	5	19	19			
閔奎鎬	12	1	35	54	12	5	20	20	15	10	6
金輔鉉	10	12	40	54	13	6	17	17			
閔謙鎬	14	7	39	53	15	3	19	19			
李載冕	15	2	33	49	17	1	21	21			
閔台鎬	16	12	7	58	17	11	24	24			
徐堂輔	10	5	33	52	16	2	22	25	19	1	5
鄭範朝	17	1	30	52	19	8	19	19	28	1	7
沈舜澤	10	12	20	34	19	2	18	18	21	9	6
金弘集	21	10	24	38					21	11	6
徐瑄淳	23	6	11	24	24	3	11	11			
閔應植	22	8	26	37	24	9	10	10			
閔泳駿	26	12	35	45	27	12	13	13			
閔泳韶	26	6	30	40	28	8	16	16			
閔斗鎬	27	3	31	42	29	6	16	16			
朴定陽	28	9	36	51	29	6.5	16	16			

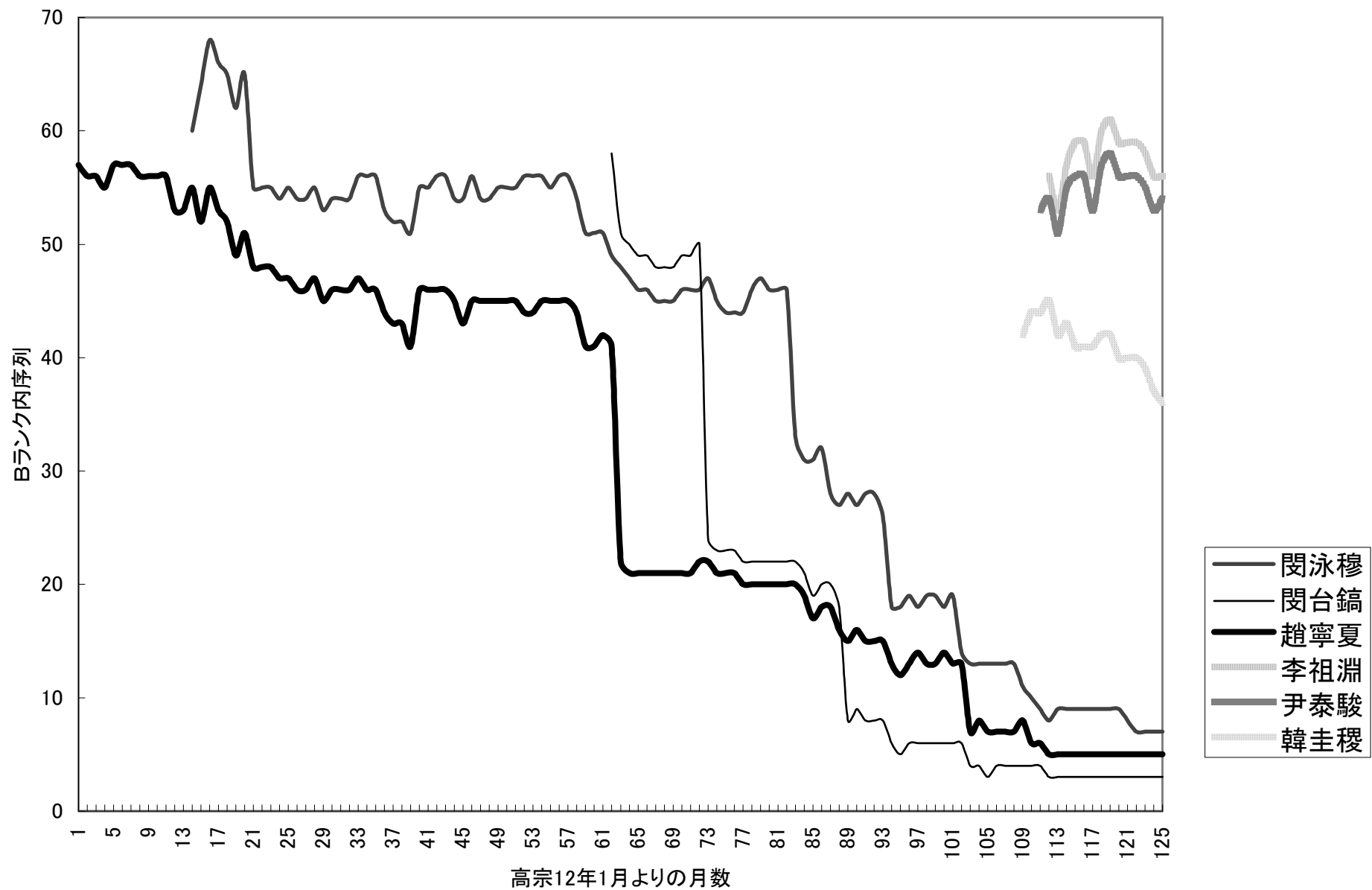
グラフ2

申・李景夏・申正熙・閔謙鎬・金輔鉉



グラフ 3

甲申政変時被殺者



グラフ4

驪興閔氏一覽

